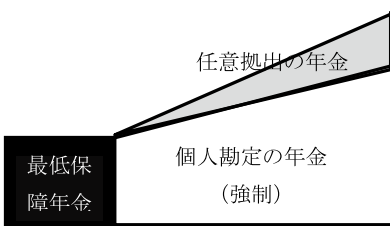


国名	チリ
公的年金の体系 	
被保険者 (◎強制△任意×非加入)	・被用者◎ (18歳から65歳の場合144,000ペソ以上の収入がある者, 18歳未満もしくは66歳以上の場合107,509ペソ以上の収入がある者) ・自営業◎ (2008年から強制加入) ・無業×
保険料率 (2008年)	・老齢年金のために10%, 障害年金・遺族年金および手数料のために2.55% (ただし, リスクの高い職種に関しては1%もしくは2%分の加算がある。) ・使用者負担はない。
支給開始年齢	原則男性65歳以上, 女性60歳以上。必要な拠出期間は20年である。
基本受給額	以下は, 最低保障年金の額である。 ・70歳未満の年金受給者: 89,715.67ペソ ・70歳から75歳の年金受給者: 98,097.40ペソ ・76歳以上の年金受給者: 104,666.62ペソ
給付の構造	・被保険者期間に拠出した年金を, ①退職時に終身年金を購入, ②個人年金からの漸次的引き出し, ③①と②の組み合わせ, いずれかの選択を行う。 ・賃金労働者の受給額は, 基本賃金の50%が年金額となり, 拠出期間が500週間を50週間超えるごとに1%分付加される。基本賃金は, 退職前5カ年における平均月収であり, 最初の2年間の賃金変化率で調整される。 ・給与による被用者の年金額は, 「基本給与」×1/35×拠出年数である。「基本給与」は退職前5カ年における平均給与であり, 最初の2年間の給与の変化率で調整される。
所得再分配	個人勘定年金は, 世代内再分配および世代間再分配はない。
公的年金の財政方式	個人勘定であり, 個人の拠出した保険料に運用益を加えたものから手数料を除いたものが年金となる。
国庫負担	最低保障年金の部分のみ全額国庫負担
年金制度における最低保障	税財源の最低保障年金は, 対象者の年金積立金が底をついた場合に賦課方式で給付される。
無年金者への措置	65歳以上の男女で3年以上の居住年数があり, 年金権がなく世帯所得が最低保障年金の月額50%を下回る場合に, 税財源の老齢扶助年金 (Social assistance pension) が給付される。
公的年金と私的年金	民間のAFP (Administradoras de Fondos de Pensiones) が運営し, 強制加入の個人勘定における年金制度となる。任意の追加的拠出や第二の口座への拠出も可能で, 追加的拠出は最低限の拠出と同様の税制の扱い, 第二口座への拠出は拠出時に所得税をとられるが拠出後の運用益は非課税。
国民への個人年金情報の提供	AFPの業務に含まれる。

チリの年金制度

中林宏信（富国生命保険相互会社 年金数理人）

1. 制度の特色

チリでは日本と比較しても早い時期から発達していた公的年金制度が中心で、私的年金は一部に留まっているに過ぎない。チリの年金制度の特色としてあげられるのが、公的年金制度の民営化と積立方式による拠出建ての個人勘定の年金である。公的年金の民営化では、チリは代表例としてあげられている。また、最低保障年金もあり、個人勘定の年金を補完している。

2. 沿革

1818年にスペインから独立してまもなく、戦乱での従事者や死傷者の遺族への生活保障が契機となり、退役軍人のための年金が制定され、公的年金制度の出発点となった。この制度は政府職員、国営企業体の職員へと拡大され、1924年には軍事政権下で最初の年金法が制定され、民間企業の職員まで公的年金制度が拡大していった。そして1952年に複数存在していた年金制度の統一化を図り、積立方式から賦課方式へ移行した。

しかし、1960年代ころから徐々に綻びが見えはじめ、アレサンドリ政権下の年金制度委員会では年金制度の危機に関する報告書をまとめ、フレイ大統領政権下でも制度改革に関する法案を準備したが、議会で承認されなかった。しかし、1970年代の終わりには人口の高齢化による財源不足、制度の非効率の顕在化の結果、破局状態に陥り、当時の政府は制度の修正では対応できないと判断し、1981年に賦課方式の給付建て年金を段階的に廃止する一方で、民営化を根幹とする個人勘定を持つ積立方式の拠出建て年金に切り替えた。

この事例は世界に先駆けて行われたものであり、年金基金が資金量を急速に拡大し有力な機関投資家となったこともあり、財政健全化、資本市場の育成という面でも国家の経済成長に貢献し、さらに基金の運用利回りも高率の実績をあげ、この改革は成功を収めた。

ただし、成功を収めたのは

①死者、不明者合わせて数千人といわれる軍事クーデターで全権を掌握した軍事政権（ピノチェット政権）が、前政権との対抗上、自由主義的経済運営を打ち出し、この軍事政権の全面的バックアップの下でシカゴ大学出身の自由主義エコノミストであるホセ・ピニェラ氏（現大統領の兄）が主導で7～8年の準備期間を経て実施されたこと

②年金制度の改革のみ単独で行われたわけではなく、財政改革、金融セクターの立て直し、対外債務の削減等も並行して実施されたこと

という要因があったからである。このチリの新制度の特徴は

①貯蓄、再分配、保険、高齢者の貧困緩和等の目的が渾然一体となって盛り込まれた公的年金制度と異なり、目的の明確な三つの制度からなっている。

つまり、新制度の柱である貯蓄機能が主眼の強制拠出建て年金、政府が保証する高齢者のセイフティネットとしての再分配、貧困緩和の機能をもつ最低保障年金制度、貧しい高齢者に対する公的な扶助機能を持つ補助年金である。

②個人別管理の年金積立のため、ポータビリティ（携帯性）があり、労働者の移動にも対応できる。

③公的年金制度でありながら、年金基金の運営主体は民間企業である。

④加入者は年金基金の変更が可能のため、年金基金間の競争が促進されている。

⑤政府が民間年金基金の運営を監督しているため、制度の健全性が維持されている。

となっている。ラテンアメリカのペルー、アルゼンチン、コロンビア、ウルグアイ、メキシコ、エルサルバドル、ボリビアでもこの成功を見て同様の制度を導入したが、アルゼンチンやボリビアでの失敗例を見ると、財政状況が悪化している状態では民営化は厳しい面がある。この2カ国とも予想以上の移行費用が金融危機を引き起こした。チリの成功は、金利低下と株式市場の上昇という恩恵をかなり受けた面がある。

3. 制度内容

形態は個人積立方式による民間強制拠出建て型（事業主の拠出無）に最低保障年金が組み合わされているものとなっている。拠出時、収益は非課税で、

受給時は他の所得と同様の所得税が課税される。加入対象は、新制度導入後の被雇用者は一定以上の収入がある者は強制（旧制度既加入者は希望によって新制度に移ることが可能）、自営業者は任意となっていたが、加入率も低く2008年の改革で強制加入となった。インフォーマルセクターで働く人が多いこともあり加入率はそれほど高くない。独立労働者の低加入率を考慮する必要もある。

年金の財源は、個人が年金基金に拠出した保険料に運用益を加え、手数料を控除したものであり、最低保障年金は国庫が負担する。

年金基金の運営主体はAFP（Administradoras de Fondos de Pensiones）と呼ばれる年金管理会社が運営し、各AFPは5つの異なるポートフォリオの年金商品（A～E）を販売、受給者はA、Bの選択ができない。加入者はAFPの1つと自由に契約し個人口座を設定する。各AFPはこれらの個人口座からなる年金基金を1つ形成し、運用を行い、各加入者に対して運用状況を報告している。AFPの業務は、加入者の個人口座の管理、掛金の集金と給付金の支払い、資産の運用・管理（各AFPは1つの年金商品のみを運営）、障害・遺族年金の運営、加入者や将来の加入者への情報の提供などである。

AFPは設立当初（1981年）は11社でスタートし、競争を行ってきた。規則上容易に創設を行えることもあり1992年には22社まで増加したが、その後、運用益が悪化し倒産（今までバングアルディア、プレディバン、ヘヌガ、ラブラルの4社が倒産している）したり、合併、買収による再編が相次ぎ、2012年2月時点で6社となっている。資産残高は2010年で1,362億米ドル（GDP比67%）となった。

年金基金自体はAFPから法的に分離独立しており、AFPによる年金基金の借用は認められない。AFPが受け取るのは手数料のみである。年金基金の積み立てを行うための投資の証書類はAFPの外で厳重に管理（証券書類中央保管庫で保管）されている。このため仮にAFPが倒産しても年金基金には影響は及ばない。

AFPの間で競争が行われ、加入者も高い運用実績等を求め変更も自由にできる。ただ、その後AFPの競争が激化し、経営状況も急速に悪化したため、加入者の口座移動を年2回に制限する法律が

成立している。

AFPの監督機関としてSAFP（Superintendencia de AFP）が1980年代半ばに設置され健全性の確保と加入者の保護のため、AFPを厳しく監督し、運営に問題がある場合は速やかに対応を行っている。具体的にはできるだけ高い運用益をあげること、年金基金の加入者ができるだけ容易にAFPの間を移動することができるようにすること、年金基金の運用において損失を出して年金が払えなくなるようなことが起こらないようにすることをいかにAFPに守らせるかという点にある。また、投資対象によるポートフォリオへの最高組入限度等の運用規制（Aは大部分を株に投資、株上限80%、Bは上限60%、Cは上限40%、Dは上限20%、Eは安全資産中心、2012年2月の平均投資割合はAが株77.1%、Bが56.7%、Cが35.5%、Dが14.9%、Eが1.5%）も設定している。また、AFPの当初の運用はチリに限定されていたが、2007年の改正で、諸外国の運用も可能になっている。

ユニークな点としては、SAFPはAFPの運用実績をみながら運用益の上限と下限を定めている。AFPは運用益が上限を超えた場合にはその超えた部分を変動準備金に繰り入れ、運用益が下限を下回ったAFPはそれまでに積み立てた変動準備金を取り崩して運用益に繰り入れ下限の運用益を実現するように求められる。さらに変動準備金がない場合にはAFPが有している資本金にあたる準備金を取り崩さなければならない。

この準備金は、各AFPが運用している基金総額の1%に当たるもので、この準備金を取り崩して運用益の下限を満たした場合には取り崩した分を15日以内に埋めあわさなければならない。このような形でSAFPはもっとも実績の悪いAFPに対しても最低限の運用益を実現することを課している。

(1) 保険料

雇用者負担はいっさい廃止され、従業員が全額負担し、給与所得から源泉徴収する。

老齢年金のために月間所得の10%、障害年金・遺族年金のために2.55%が最低限の拠出となっている（リスクの高い職種は1%、2%分の加算がある。手数料はAFPによって異なるため、多少の差異は

ある)。この月間所得には上限があるが、2010年1月8日にSAFPはこの上限を引き上げると発表している。

AFPに口座をもっている勤労者は強制貯蓄への追加的拠出や第二の口座への拠出も可能。強制貯蓄口座への追加的拠出は最低限の拠出と同様の税制の扱いを受け、第二口座への拠出は拠出時に所得税をとられるが拠出後の運用益は非課税扱いとなる。追加的拠出の上限は月間所得の10%となっている。

(2) 年金

支給開始年齢は原則は男性65歳・女性60歳だが、過去10年の雇用でのインフレ調整後の課税平均年収額の70%以上AFPの口座に積立があり年金額が最低年金月額額の110%以上になる場合には早期の支給（すなわち早期引退）も可能。また、支給開始を繰り延べることも可能。支給要件は20年の拠出。但し、経過措置として1980年11月以前の5年間に最低12カ月以上旧制度へ拠出していれば年金が支給される。

年金受給者は受給開始時点で、以下の受給方法を選択する。

①個人口座の全額で終身年金（Annuity）を購入する、②個人口座から徐々に引出しをする（年間どれだけの年金額を引出せるかは年金受給者の年齢の平均寿命によって割り出された比率で、積み立てられている資金の一定割合を引き出す形をとる。平均寿命については国家統計局（INE）の発表する統計に基づいてSAFPが決定する。また、年間引出額を12分割して毎月受け取ることができる）、③両者の組み合わせから望ましい受給方法を選択する。なお、②を選択した後いつでも①を選択することも可能である。

最低保障年金が低所得の年金加入者に対するセーフティネットとして、最低賃金の73%（70歳以上は77%）（最低賃金額はインフレに連動せず法律によって定められている）。この制度は対象者の年金積立金が底をついた後に政府が賦課方式的に一般会計から支給している。最低保障年金月額額の金銭的な水準は平均課税所得の約40%～50%に相当し比較的手厚い保証であるため、多くの労働者は生涯の労働期間の一定期間はこの制度の対象となるセクターで働き、それ以外の期間は対象とならないセクターで働

くということをしていると言われている。そのため、この制度の対象となるセクターとそうでないセクター間の労働者の移動が激しいとのこと。

最低年金の支給要件は、老齢年金：20年以上年金掛金を拠出した65歳以上の男性と60歳以上の女性で、他の収入を含む月収が最低年金月額以下の場合、障害年金は10年以上または直前5年間の内2年間以上の拠出がある場合。事故による障害の場合は直前まで継続的に掛金拠出をしていること、遺族年金：障害年金の支給要件と同様だが、支給額は寡婦が最低年金額の60%、18歳未満の遺児が15%である。

老齢年金は将来の受給額は決まっていないが、障害年金、遺族年金については明確となっている。傷害、疾病による労働継続が困難な場合および死亡に対する年金支払のためにAFP各社は保険会社と契約を行っている。保険会社は各個人の傷害、疾病の可能性の審査は行わず、加入者に一定額を支払う。AFPが行う保険会社との契約が保険会社の倒産によって遵守されなくなったときは国が保証を行う。

傷害、疾病については完全に仕事的能力を失った場合と2/3まで失った場合、障害年金が100%、1/2以上、2/3以下失った場合は50%が支給される。1/2以下を失った場合は障害年金の対象とならない。また、遺族年金は死亡した人の70%の年金を受け取ることができる。また18歳未満の子供（大学生かつ未婚の場合は24歳未満）は50%の年金を受け取ることができる。なお、妻は仕事をしているかどうかにかかわらず、また再婚するかどうかにかかわらず上記の年金を受け取る権利を生涯有することとなっている。さらに法律により子供がいる場合は、子供からの仕送りが考えられるとして35%、子供がいない場合には42%の年金を受け取ることができる。

死亡の場合の各子供が受け取る年金額は1人10.5%となっており、これは寡婦が受け取る年金に追加する形で受け取ることができる。さらに寡婦は上記で述べた受給方法を選択することができる。

4. 最近の動向

1994年までは大きな問題もなく運営されてきたが、1995年末における運用利回りがマイナスになったことなどさまざまな綻びが生じ、以下にあげる運用利回りの悪化に対する対応、手数料の高さ、誰が制度

を管理するのか（国，民間），無年金者の問題等が議論されるようになった。

また，経済成長に伴うインフレと比較して年金制度の増額は少なく，少額の年金しか受け取れていない。2006年1月に大統領になったバチュレ氏は政権発足後，学者・専門家・AFP関係者からなる「年金改革のための諮問委員会」を立ち上げ，改革案の作成に着手した。2006年5月には年金の最低保障額を60%増額する年金制度改革法の審議を始め，政権発足2周年の節目として2008年に年金制度改革法の公布を行った。政府が保障するセーフティネットを設置し，年金額が315ユーロに満たない加入者には下位の賃金所得の60%にあたる月額120ユーロの公的連帯手当が追加給付されることになる。

別の最近の動きとしては若年層の正規雇用化を図るため，若年層を正規労働者として雇用した企業に対し，雇用に伴う社会保険料相当分（労使負担合計額）を政府が支給し始めた。また，2011年8月17日に少額年金受給者の年金から7%の健康保険料天引きを廃止する法案が上院の全会一致で可決された。これらの政策も注目されるものである。

① 運用収益率の不安定

1994年まで好調だった運用の実績が長続きせず1995年にはマイナスの運用益となり，1997年8月から1998年7月までの運用成績はさらなるマイナスとかなり落ち込んだ。また1997年の9月における7%を超える資産の減価（1月当たりの減価ではこれまでで最大）も問題となった。そこで政府は加入者に，運用状況が回復するまでは，引退を延期するように呼びかけた。とくに早期引退を予定していた者には，引退を待つようにすすめている。ただし，実際にどれだけの者が引退を延期できるかは疑問である。チリの年金制度は現実の運用収益が歴史的にも高水準であった時期に導入されたためこのような低リターン，マイナスリターンという環境においても年金制度がしっかりと機能するかどうかは確認していく必要がある。あるAFPでは2003年のA21%，E7%のような好調な年度もあったが，2008年や2010年は株式の割合が大きいAを中心にマイナスとなっており，2011年はAが7%，Eは4%の見込みではあるが，今後は外国への投資を削減する方向性とのこと

である。

また，各AFPの加入者獲得競争も激化し過剰な乗り換えが発生し，広告・宣伝費等も増大し経営状況が急速に悪化した。このため政府は1997年11月に加入者の口座移動を年2回に制限する法律を成立させた。

② 新制度移行に伴う国庫負担の増大

積立金の約40%が国債の形で政府が吸い上げ，年金支払の費用（旧制度の受給者と新制度の最低保証のため）に消費されている。この累積する高利の国債の金利は国の財政の重い負担になっている。

③ 所得再分配機能がない

チリの年金制度には所得再分配機能がなく，最低保証年金があるだけである。これにより高所得者の優遇につながっているとの批判もある。実際，長生きリスクのため年金給付水準の必然的低下のみならず原資枯渇化の可能性も強い。論理的にも累増する高齢者が年金資金を手にするには金融資産を大量に売却する必要があるため強制貯蓄の勘定が株式市場を下プレさせるリスクを常に内包している。また，資産運用知識に乏しい現役就業者は不十分な情報下で民間金融機関の宣伝文句や景品の犠牲となる場合が多い。つまり年金受給者が全てのリスクを負担することになっていることが問題視されている。

④ 金利情勢や平均余命が終身年金に与える影響

年金受給者は受給開始時点で個人口座の全額で終身年金（Annuity）を購入する場合，受給開始時点での運用状況が悪ければ購入可能な年金額が低くなり，期待どおりの年金を受け取ることができなくなってしまう。

また，現在問題になっているのは平均寿命の急速な伸びで，少し前は70歳だったのが，現在は約80歳となっている。その追加コストを保険会社が支払う必要があり，不足が生じている。そこで毎月給料から源泉徴収している保険料を上げてもらうよう，政府と交渉しており，現在の10%を12~13%に上げる計画が検討されている。

⑤ 高額の手数料

個人別管理、多数のAFPの自由競争の下では運営管理するために高額のコストがかかる。チリではすべてのコストの約半分が主として販売部隊を維持する販売・マーケティング費と結びついているという。AFPは相互に競争しているため多数の勧誘のための人員を雇っているため公的年金制度下で制度運営のために雇用されている人員数を10%程度上回っているという。したがって高い手数料の要因となっている。国が一括管理する米国では掛金の0.8%の運営管理コストがチリでは約20%以上とかなり多い。これでは運用収益が高くても運営管理コストに食われてしまい、結果的に給付が低下することになってしまう。更にAFPや金融機関の立場を利用した高額報酬やAFPの重役が関与する企業への投資などの問題も指摘されている。この問題は掛金の絶対額がもともと少ない低所得の人にとって深刻である。運営管理コストは小口の積立ほど高くなるのが通例であるからである。チリでは所得の高低により実質利回りに3%の差がついたという。このことから民営化よりもシンガポールのような厳格な政府の強力な財政力による国営が良いという意見もある。

AFP下でのサービスは4カ月に1回年金積立の状況がわかる書類(カルトーラ)と呼ばれる書類を加入者に送付したり、通常の積み立てに加えて自主的な年金の積み立てを受け入れたり、単に勧誘を行うだけでなく相談にも応じる等、公的年金制度下でのサービスを上回っているとの指摘もあり、手数料もAFPの運営規模の拡大によってスケールメリットが働き、一貫して低下する傾向にあることも見逃せない。

また、手数料が高いことに反省もあり、1つのAFPにおける加入者の加入期間に応じて手数料の額を減額することを可能にするような法案を提出することが検討され、実際に1997年11月に加入者の口座移動を年2回に制限する法律が成立している。

なお、加入者は上位3社のAFPに集中しているが、それは、ほとんどの加入者に運用に必要な投資教育

が十分に行われておらず、最良の選択をするために必要な情報、すなわち手数料率や運用収益率を知らず、販売員の勧誘で加入しているためである。

⑥ 男女の支給開始年齢の統一

年金の支給開始年齢は男性65歳、女性60歳だが、女性も65歳にする提案が2006年当時あり、話題になった。男性と女性の定年を異なる年齢にするのは不公平であり、さらに年金受給開始年齢を5歳上げることで女性が受け取る金額が平均で61%も上昇するとの見込みもある。反対もあり、一挙に5歳棚上げするのではなく段階的に時間をかけて実施していくことを提案しているが、現在、改正はされていないようである。

⑦ 多数の非加入者

この制度は原則全員強制だが、労働市場の不安定のため、毎月の掛金を払い込めている人は労働者の11%にすぎないといわれている。労働者の多くは貧困、低収入、不規則雇用失業のため、拠出建ての年金制度からは恩恵を得られていない。また、インフォーマルセクターにおける労働者のように自営独立業者には最低保証年金の資格期間はインセンティブとはならない。ラテンアメリカではウルグアイ70%と比較的高い国もあるが、チリ、ペルー、コロンビアはインフォーマルセクターで働く人が多いため年金加入率が低くなってしまう。結果的に退職者の3分の2が無収入状態に置かれている。

また、低所得者の多くは最低保証年金の受給が得られるため不当に低い掛金を申告したり掛金を支払っていない人もいる。また、チリ政府の統計によれば全現役就業者の96%が年金制度に登録されていたが、実際に自己の個人勘定に拠出を行っていた者はその43%にすぎず、しかも定期的に拠出を行っていた者はさらに少ない結果となっている。むしろ新制度が導入される前の80年のほうが保険料を支払っていた人は現役就業者の63%と多かったという。